

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室

企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

### （政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。  
具体的には、

- ・当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、
  - ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
- 等を目指す。

### （政策の概要）

平成20年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。

この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。

### （平成19年度予算額）

一般会計	64	百万円
特別会計	709,100	百万円（うち事務費 5百万円）

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。また、地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費がさらに増嵩すると見込まれている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

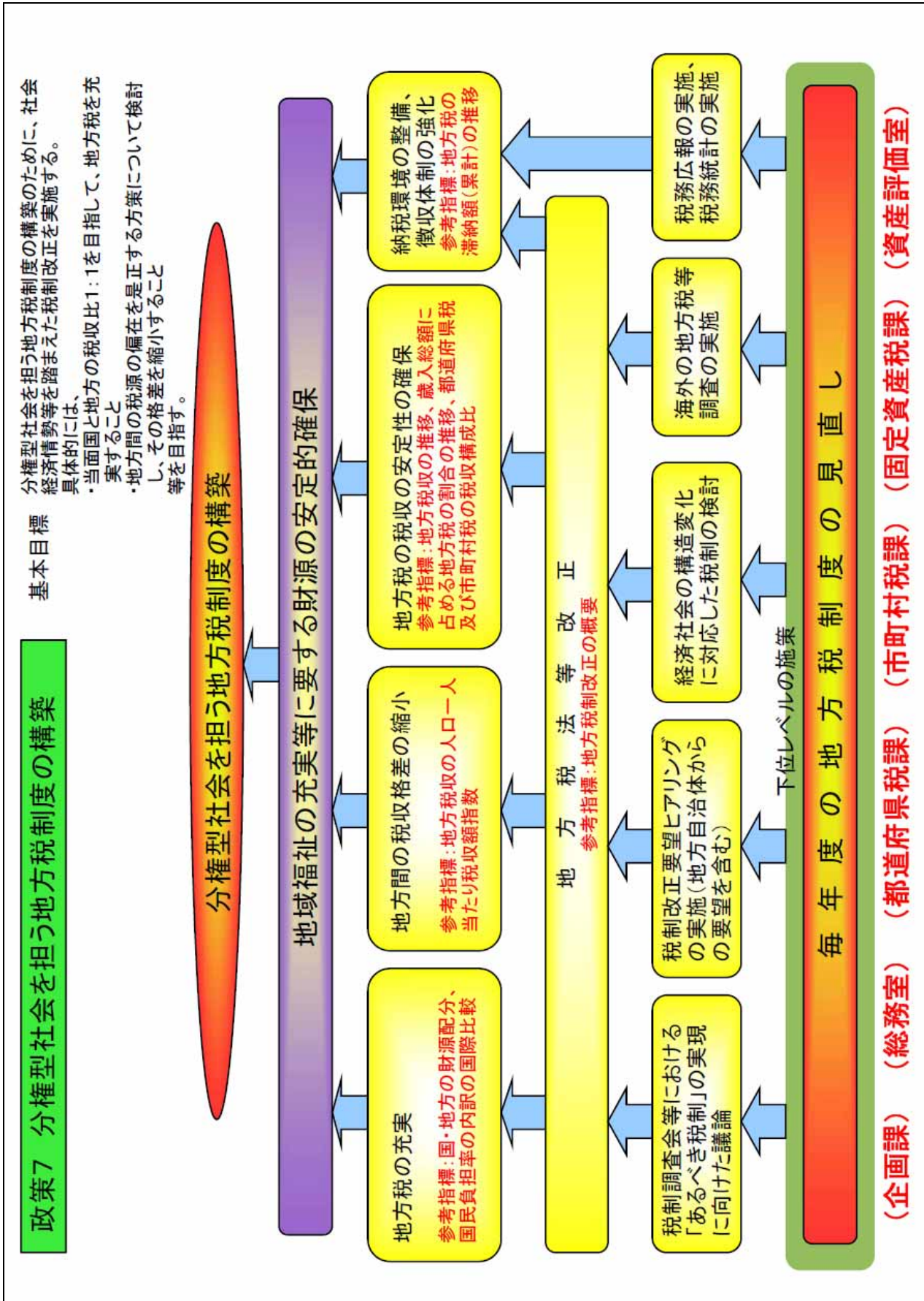
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 169 国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>(国民の信頼を取り戻す行財政改革)</p> <p>道路特定財源については、厳しい財政事情の下、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備事業は、真に必要なものを、効率化を徹底しつつ行います。道路の維持・補修や、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。さらに、地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。</p> <p>(給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築)</p> <p>これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。</p> <p>(活力ある地方の創出)</p> <p>地方と都市の「共生」の考え方の下、法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思いません。</p>
経済財政改革の基本方針 2007 ～「美しい国」へのシナリオ～	平成 19 年 6 月 19 日 (閣議決定)	<p>2. 税制改革の基本哲学</p> <p>平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するべく、取り組む。</p> <p>（実現すべき6つの柱）</p> <p>（5）真の地方分権の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。</li> <li>・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</li> </ul> <p>8．地方分権改革</p> <p>（改革のポイント）</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p> <p>（具体的手段）</p> <p>（2）地方税財政改革の推進</p> <p>国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>し、その格差の縮小を目指す。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成18年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとした。</p> <p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 60：40	(決算) 59.7：40.3	(決算見込) 57.3：42.7

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国民負担率の内訳の国際比較	国際比較した場合、国民負担率の水準、社会保障負担率と租税負担率の割合など、我が国の国民負担率の状況はどうなっているか。	別紙参照		
地方税収の人口一人当たり税収額指数（最大/最少）	偏在性の小さい地方税体系となっているか。（人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。）	（決算） 地方税収計 3.2倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.5倍 地方消費税（清算後） 2.0倍 固定資産税 2.4倍	（決算） 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税（清算後） 1.9倍 固定資産税 2.3倍	
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	（決算額） 地方税計 34.8兆円 法人二税 8.1兆円 個人住民税 8.3兆円 固定資産税 8.8兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算額） 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算見込額） 地方税計 40.4兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.5兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	37.4%	39.9%	

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.2% 法人二税 37.2% 地方消費税 16.8% 自動車税 11.5% 軽油引取税 7.1% その他 10.2% (市町村税：決算) 個人市町村民税 29.1% 法人市町村民税 12.6% 固定資産税 44.7% 都市計画税 6.3% その他 7.3%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4% その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	(道府県税：決算見込) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.2% 地方消費税 14.1% 自動車税 9.1% 軽油引取税 5.4% その他 8.2% (市町村税：決算見込) 個人市町村民税 34.1% 法人市町村民税 13.9% 固定資産税 39.7% 都市計画税 5.5% その他 6.8%
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	20,376 億円	19,245 億円	

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。

しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組みを一層強化する必要がある。



## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが求められている。

このため、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施及び徴収体制の強化等に取り組むことで、引き続き地方自治体の財源の安定的確保を図る必要がある。

### (イ) 有効性

地方自治体を含む各種団体からの税制改正要望及び税制調査会等における議論を受け、平成 20 年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、参考となる指標のうち、平成 19 年度決算見込みにおける国と地方の税収比は 57.3 : 42.7 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 2.4 ポイント増加することが見込まれている。また、平成 19 年度決算見込みにおける地方税収は 40.4 兆円となり、平成 18 年度に比べ 3.9 兆円増加すると見込まれていること、平成 18 年度の地方税収の人口一人当たり税収額指数（地方税収計）は 3.1 倍となり、平成 17 年度に比べ 0.1 ポイント低下していること等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について一定の有効性が認められる。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施により、平成 17 年度における地方税の滞納額（累計）は 20,376 億円であったが、平成 18 年度では 19,245 億円に縮減されるなど、納税環境の整備及び徴収体制の強化について一定の有効性が認められる。

### (ウ) 効率性

各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

なお、平成 20 年度税制改正にあたっては、非課税等特別措置について、各府省庁の政策評価も踏まえつつ、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 15 件、縮減・合理化 15 件、合計 30 件の整理合理化を行った。

この他、税務広報について、政府広報を活用するなど関係省庁と連携することにより媒体の多角的利用が可能となり、ひいては住民の認知度の向上が期待できることから効率性が認められる。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが必要である。

このため、今後の地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

今後、この基本方針に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保について、これまでの地方税制の見直しにより一定の成果が見られるものの、抜本的な解決には至っていない状況にある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 毎年度の地方税制度の見直し</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税制の企画・立案</li> <li>・ 地方税の資料の整備</li> <li>・ 地方税の広報</li> <li>・ 地方税の徴収事務助言等</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいく。</p>
		<p><b>(予算要求)</b></p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえ、地方税制度の見直しを行うことを考えている。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>地方法人特別税の創設等の平成 20 年度地方税制度改正を確実に執行する等のため機構・定員要求を検討。</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方(平成19年11月)」等の累次の答申等を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、総務省の政策評価に関する有識者会議(平成20年6月3日開催)において、この政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、本評価に活用した。

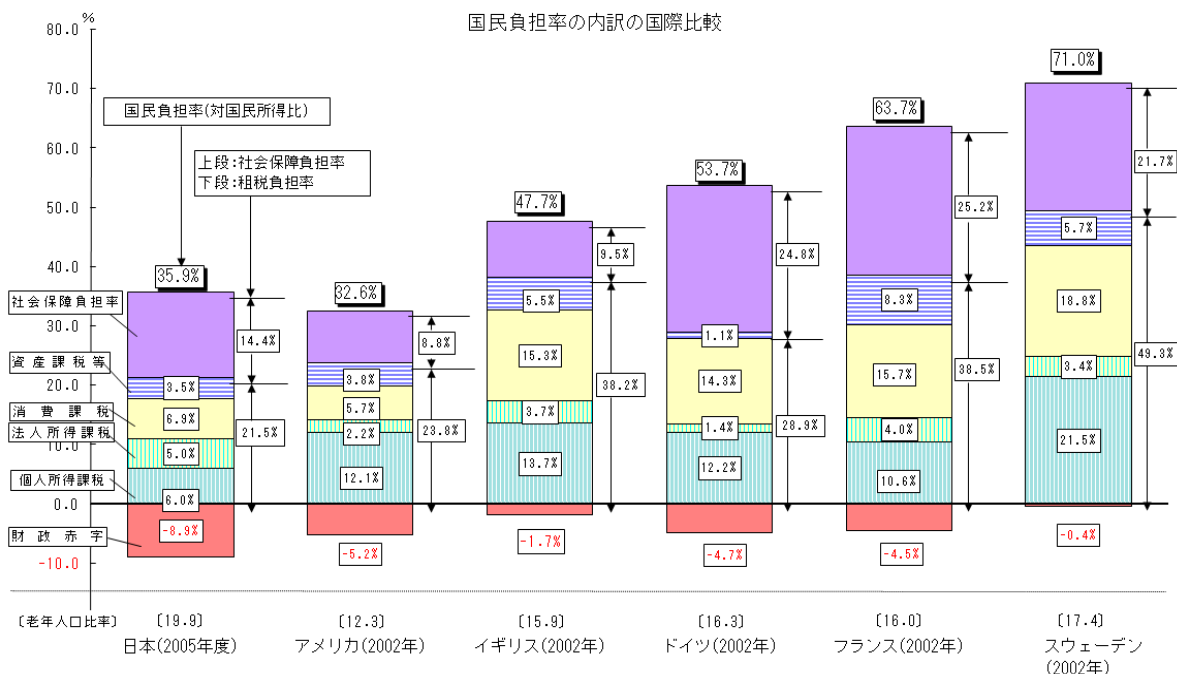
### (2) 評価に使用した資料等

- ・平成20年度地方税制度改正について(平成20年5月)  
<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月)  
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2007/index.html>
- ・平成20年度与党税制改正大綱(平成19年12月)  
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-031.html>
- ・各種統計指標

(別紙)

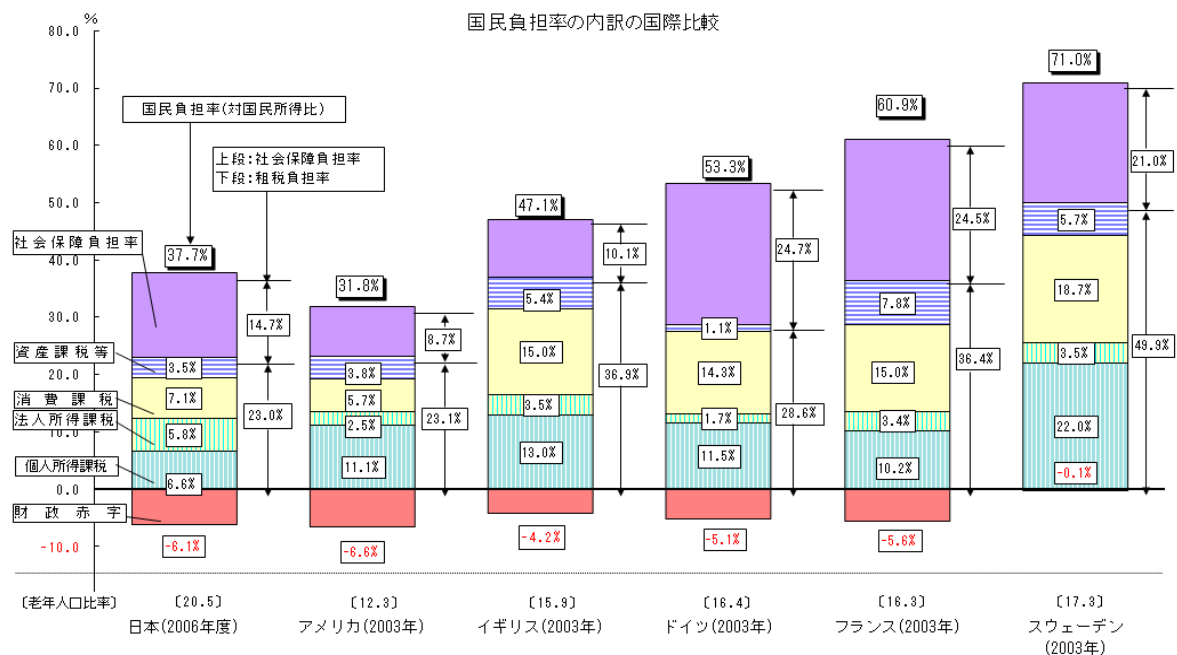
国民負担率の内訳の国際比較 (平成17年度～平成19年度)

平成17年度



(注) 1. 日本は17年度(2005年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2003(OECD)」、「National Accounts 1991-2002(OECD)」等により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.1%、地方税2.0%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2005年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

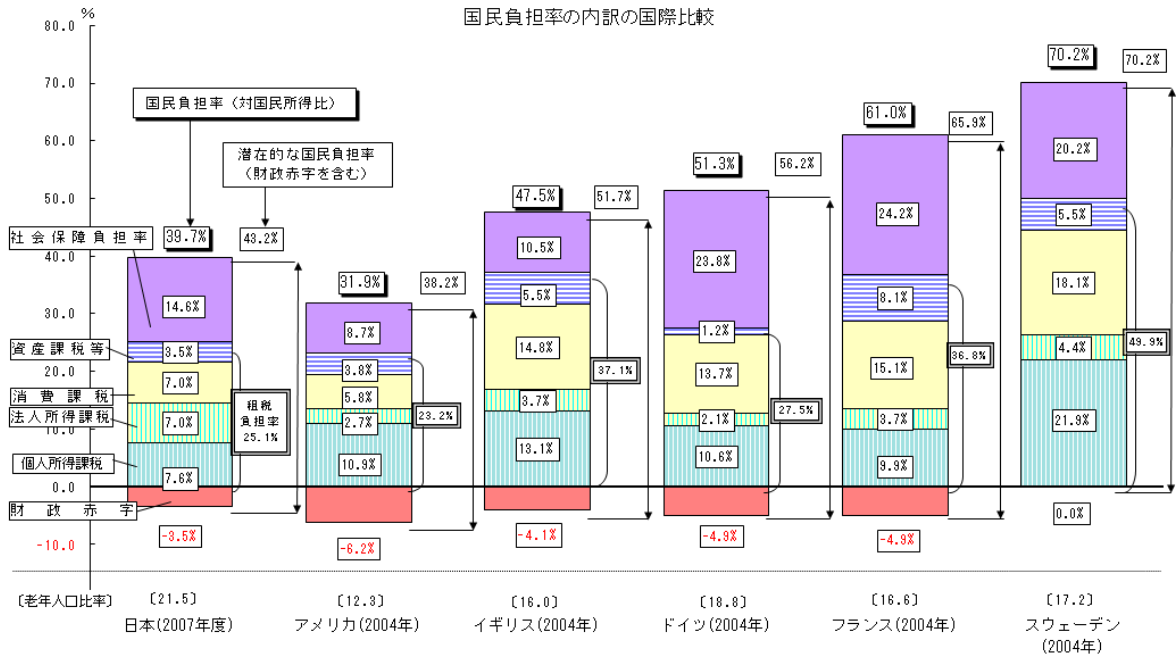
平成18年度



(注) 1. 日本は18年度(2006年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2004(OECD)」、「National Accounts 1991-2003(OECD)」等により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.5%、地方税2.3%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

# 平成19年度

## 国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は19年度(2007年度)予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1985-2005(OECD)」、「National Accounts 1993-2004(OECD)」等により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(7.0%)の内訳は国税4.3%、地方税2.7%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、その他の国は2005年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

